

利 用 契 約 書

_____（以下、「保護者」といいます。）とGivers合同会社（以下「事業者」という。）は、事業者が利用児童に対し提供する児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス・児童発達支援事業について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

この契約は、利用児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用児童に対して児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス・児童発達支援の事業を提供することを目的とします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、 年 月 日から障害児通所給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用児童の障害児通所給付費支給期間終了後に改めて利用決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（サービスの内容）

事業者は、個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。

第4条（個別支援計画）

事業者は、利用児童の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用児童又は保護者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

2 事業者は、個別支援計画の内容について利用児童又は保護者に対して説明し、文書により同意を得ることとします。

3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に 1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を 行います。変更についても利用児童又はその保護者に説明をし、文書により 同意を得ることとします。

第5条(障害児通所給付費支給申請に係る援助)

事業者は、保護者が通所給付期間終了に伴う障害児通所給付費支給申請を円滑に行えるよう、保護者を援助します。

第6条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に関する必要な事項をその都度記録します。
- 2 事業者は、上記諸記録について保護者からの確認を受けます。
- 3 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保存します。
- 4 保護者及び利用児童は、当該利用に関する1項の諸記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

第7条(利用料金)

- 1 保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。)を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、保護者が直接支払う必要はありません。
- 2 保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス(実費)に対して、所定の料金を事業者に支払います。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ保護者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、保護者の同意を得ることとします。

第8条(利用料金の支払い方法)

- 1 保護者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額(以下「利用料金」という。)を月ごとに事業者に支払います。
- 2 事業者は、利用料金に係る請求書をお渡しします。
- 3 保護者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている金額を事業者に支払います。
- 4 事業者は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付

します。

第9条(相談・苦情対応)

- 1 事業者は、保護者及び利用児童からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、保護者及び利用児童の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、保護者及び利用児童が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、保護者及び利用児童は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - 1 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 2 事業者が守秘義務に反した場合
 - 3 事業者が利用児童やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第10条(契約の終了)

- 1 保護者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用児童の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、保護者はただちにこの契約を解除することができます。
 - 1 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
 - 2 事業者が第12条に定める(秘密の保持)に違反した場合
 - 3 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - 4 他の利用児童が利用児童の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用児童に対して、30日間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 前項にかかわらず、事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 1 利用児童のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、故意に支払わない場合

- 2 利用児童及び保護者が事業者、サービス従業者や他の利用児童に対して、生命、身体、健康及び財産に重大な影響を及ぼし、または、そのおそれがあり、本契約を継続しがたい重大な事由がある場合
- 3 利用児童及び保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 利用児童及び保護者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合
- 5 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合
- 6 利用児童が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- 7 利用児童が死亡した場合

第11条(連携)

1 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、サービスの提供終了に際しては、保護者及び利用児童に対して 適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者と密接な連携に努めます。

第12条(秘密保持)

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用児童及び保護者に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用児童の個人情報を用いることに、保護者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用児童に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児童又は保護者の同意を得ます。

第13条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用

児童の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償します。

第14条(緊急時の対処)

事業者は、利用児童の健康状態が急変した場合、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第15条(本契約に定めのない事項)

1 利用児童及び保護者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

(事業者) Givers合同会社

(名 称) 多機能型事業所 カラフル

(所在地) 浦安市堀江2丁目30-3JLBグランエクリュ浦安102

(代表者名) 代表社員 福島 和幸 印

(保護者)住 所 浦安市

氏 名 印

児童氏名

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、利用者に対して上記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

1、事業者

事業者の名称	Givers合同会社
法人所在地	千葉県市川市大野町2丁目1882番地23
代表者氏名	福島 和幸
電話番号	050-5236-3923
設立年月日	令和4年2月2日

2、事業所の概要

事業所の開始日	令和6年7月1日
事業内容	放課後等デイサービス・児童発達支援事業
事業所の名称	多機能型事業所 カラフル
事業所所在地	千葉県浦安市堀江2丁目30-3-102
管理者	上田 由貴
電話番号	050-5476-9871
運営方針	スキを発見する、得意を伸ばす、表現力を手に入れる、をモットーに、一貫して成功体験を積んでいき、自己肯定感を高める療育を実施します。勉強をしてもらいたい、運動をしてもらいたい、という保護者のニーズを満たしながら、利用する子供たちは「楽しみながら」自立に必要とされる能力、非認知能力やITスキルを高めることができ、その発達や成長を促すために適切な支援、サービスを受けることができます。

3、職員の体制

職 種	員 数	備 考
管理者	1人以上	児童発達支援管理責任者兼務
保育士	1人以上	非常勤1名以上
指導員	1人以上	常勤2名以上

4、営業日および営業時間・サービス提供時間

- (1) 営業日 月曜～金曜。ただし祝日と12月29日から1月3日までを除く。ただし、社内カレンダーに準ずる。

(2)営業時間 11:30～18:00

(3)サービス提供時間 平日14:30～17:30ただし、社内カレンダーに準ずる

(4)定 員 10名

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

種 類	内 容
放課後等デイサービス 児童発達支援事業	プログラミング、動画制作、デジタルイラストなどの制作を通して非認知能力の向上を目指す

(2) 利用者負担

原則として1割負担です。また、世帯の範囲は保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。なお、利用者負担が大きくなりすぎないように、月額の上限負担額が定められています。ただし、浦安市在住の方に限り、市独自の助成制度により、所得を問わず利用者負担が無償化されます。

区 分	世帯の収入状況	負担上限額 (国)	負担上限額 (市独自)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1(通所施設・利用の場合)	市町村民税非課税世帯(所得割28万円(注記)未満)	4,600円	0円
一般2	上記以外	37,200円	0円

注記:収入がおおむね890万円

(3) 欠席時対応加算

放課後等デイサービス・児童発達支援事業の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、1月につき4回を限度として所定単位を算定させていただきます。

(4) その他の料金

パソコン、タブレットのレンタル、教材費など:1,100円/月

地域生活支援給付費の対象とならないものは実費 いずれも現金払いとなります

6、要望、苦情等申し立て先及び虐待に関する相談窓口

ご利用相談窓口	・窓口責任者 福島和幸 ・ご利用時間 月～金 10:00～17:00 ・電話番号 050-5235-0879
浦安市役所 障がい福祉課	・所在地 浦安市猫実1-1-1 ・電話番号 047-351-1111
千葉県運営 適正委員会	・所在地 千葉市中央区千葉港4-3 ・電話番号 043-246-0294

7、協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

医療機関の名称	新浦安こどもクリニック
所在地	浦安市入船4丁目1-1
電話番号	047-304-0888
診療科目	小児科

8、虐待防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権擁護・虐待防止の為に、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する苦情解決体制を整備しています。

(前項の苦情受付窓口にて受け付けています。)

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9、緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、嘱託医または必要に応じて受診機関の主治医に連絡する。または、救急病院に搬送するなどの必要な措置を講ずるほか、管理者・ご家族等へ連絡を行います。

10、非常時災害時の対策

別途に定める防災計画により対応します。消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施します。その他、防災設備の設置、点検を行います。

11、損害賠償保険への加入

本事業所は、「施設損害保険」に加入しています。損害が起きた場合には、「施設損害保険」の範囲で補償します。

12、障がい児及び保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障がい児の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前10時から午後5時です。

13、個人情報保護

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。

(2) 利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ることとします。ただし、放課後等デイサービス・児童発達支援計画及びを作成した際に利用者に同意を得ている場合には、この限りではありません。

(4) 利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ることとします

14、重要事項の説明確認

年 月 日

指定放課後等デイサービス・児童発達支援事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 (名 称) 多機能型事業所 カラフル

(所在地) 浦安市堀江2丁目30-3JLBグランエクリュ浦安102

(説明者) 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定放課後等デイサービス・児童発達支援事業の提供開始に同意しました。

サービス提供開始予定年月日 年 月 日

保護者

住 所 浦安市

氏 名 印

児童氏名

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、放課後等デイサービス・児童発達支援事業の提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行う関係機関とのやりとりにおいて必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

・認定調査、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)

・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

以上

年 月 日

多機能型事業所 カラフル 管理者宛

保護者氏名 _____ 印

児童氏名 _____